

平成19年 No.15

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

懲戒規程の制定に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 3 月 7 日 部局長会 審議承認

平成19年 3 月 7 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成19年3月8日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年学則第2号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：懲戒規程の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （懲戒の種類及び停学期間の取扱い） 第48条 懲戒は、退学、停学及び戒告とする。 <u>2 停学の期間は、第29条に規定する在学期間に算入し、第28条に規定する修業年限に算入しない。ただし、2月に満たないときは、修業年限に算入することができる。</u> <u>3</u> 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （懲戒の種類） 第48条 懲戒は、退学、停学及び戒告とする。 <u>2</u> 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕